

確認申請に添付するチェックリスト（非常用エレベーター（法第34条第2項）の単独申請）

注）図面番号欄に、計画するエレベーターの設計図書に明示している図面番号を記載して下さい。

確認審査欄には、何も記載しないでください。

設計図書の種別	適用される規定	明示すべき事項等	図面番号	確認審査	
各階平面図	法第34項第1項	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の位置			
	法第34項第2項	非常用の昇降機的位置			
	法第34項第2項	令第129条の13の2, 第129条の13の3	非常用エレベーターの配置		
		令第129条の13の2	高さ31メートルを超える建築物の部分の階の用途		
		令第129条の13の3第3項第一号	非常用エレベーターの乗降ロビーの位置		
		令第129条の13の3第3項第二号	1833号 バルコニー又は外気に向かつて開くことができる窓若しくは排煙設備の位置		
		令第129条の13の3第3項第三号	非常用の乗降ロビーの出入口（特別避難階段の階段室に通ずる出入口及び昇降路の出入口を除く。）に設ける特定防火設備		
		令第129条の13の3第3項第四号	非常用エレベーターの乗降ロビーの床及び壁（窓若しくは排煙設備又は出入口を除く。）の構造		
		令第129条の13の3第3項第六号	予備電源を有する照明設備の位置		
		令第129条の13の3第3項第八号	屋内消火栓、連結送水管の放水口、非常コンセント設備等の消火設備を設置できる非常用エレベーターの乗降ロビーの部分		
		令第129条の13の3第6項	非常用エレベーターの積載量及び最大定員		
		令第129条の13の3第3項第九号	非常用エレベーターである旨、避難階における避難経路その他避難上必要な事項を明示した標識を掲示する位置		
	令第129条の13の3第3項第九号	非常用エレベーターを非常の用に供している場合においてその旨を明示することができる表示灯その他これに類するものの位置			
	令第129条の13の3第4項	非常用エレベーターの昇降路の床及び壁（乗降ロビーに通ずる出入口及び機械室に通ずる鋼索、電線その他のものの周囲を除く。）の構造			
	令第129条の13の3第5項	避難階における非常用エレベーターの昇降路の出入口又は令第129条の13の3第3項に規定する構造の乗降ロビーの出入口から屋外への出口（道又は道に通ずる幅員4メートル以上の通路、空地その他これらに類するものに接しているものに限る。）の位置			
	令第129条の13の3第5項	避難階における非常用エレベーターの昇降路の出入口又は令第129条の13の3第3項に規定する構造の乗降ロビーの出入口から屋外への出口（道又は道に通ずる幅員4メートル以上の通路、空地その他これらに類するものに接しているものに限る。）の一に至る歩行距離			
法第36条（建築設備）	令第129条の3第1項第一号, 第2項第一号, 第129条の4～第129条の11	エレベーターの機械室に設ける換気上有効な開口部又は換気設備の位置			
	令第129条の9第四号	エレベーターの機械室の出入口の構造			
	令第129条の9第五号	エレベーターの機械室に通ずる階段の構造			
	令第129条の3第2項第一号	1413号 第1号 第2号 エレベーター昇降路の壁又は囲いの全部又は一部を有さない部分の構造			
床面積求積図	法第36条（建築設備） 令第129条の3第1項第一号, 第2項第一号,	エレベーターの機械室の床面積及び昇降路の水平投影面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算定式			
	令第129条の13の3第3項第七号	非常用エレベーターの乗降ロビーの床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算定式			
エレベーターの仕様書	必須記載項目	昇降行程 エレベーターのかごの定格速度			
	令第129条の6第五号	乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあつては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員			
	令第129条の13の3第6項	112号 非常用エレベーターのかごの積載量			
二面以上の断面図	令第129条の13の2, 令第129条の13の3第2項	建築物の高さが31メートルとなる位置			

確認申請に添付するチェックリスト（非常用エレベーター（法第34条第2項）の単独申請）

注）図面番号欄に、計画するエレベーターの設計図書に明示している図面番号を記載して下さい。

確認審査欄には、何も記載しないでください。

設計図書の種別	適用される規定	明示すべき事項等	図面番号	確認審査	
エレベーターの構造詳細図	法第34条第1項	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の構造			
	法第36条（建築設備）	令第129条の4第3項第一号，令第129条の6第一号	エレベーターのかごの構造		
		令第129条の6第三号，令第129条の7第一号	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造		
		令第129条の6第四号	非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができる開口部の位置及び構造		
		令第129条の6第五号	乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあっては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置		
		令第129条の8第1項	エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法		
		令第129条の8第2項	1429号 エレベーターの制御器の構造		
		令第129条の10	1423号 エレベーターの安全装置の位置及び構造		
		令第129条の13の3第12項	1428号 非常用エレベーターのかご及びその出入口の寸法		
		令第129条の13の3第7項	非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の位置		
		令第129条の13の3第8項	非常用エレベーターのかご内と中央管理室とを連絡する電話装置の位置		
令第129条の13の3第9項	非常用エレベーターのかごの戸を開いたままかごを昇降させることができる装置及び予備電源の位置				
令第129条の13の3第10項	非常用エレベーターの予備電源の位置				
エレベーターのかご、昇降路及び機械室の断面図	令第129条の7第三号	乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあっては、出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかごの床先と昇降路の壁との水平距離			
	令第129条の7第四号	エレベーターの昇降路内の突出物の種別、位置及び構造			
	令第129条の9第二号	エレベーターの機械室の床面から天井又ははりの下端までの垂直距離			
	令第129条の9第五号	エレベーターの機械室に通ずる階段の構造			
エレベーター強度検証法により検証した際の計算書	令第129条の4第2項第一号	固定荷重及び積載荷重によつて主要な支持部分等に生ずる力			
	令第129条の4第2項第二号	1414号 主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置作動時の各応力度			
	令第129条の4第2項第三号	1414号 主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度			
	令第129条の4第2項第四号	1414号 独立してかごを支え、又は吊ることができる部分の材料の破断強度を限界安全率で除して求めた限界の許容応力度			
エレベーターの荷重を算定した際の計算書	令第129条の5第1項	エレベーターの各部の固定荷重			
	令第129条の5第2項	エレベーターのかごの床面積			
		1415号第1項	エレベーターのかごの積載荷重及びその算定方法		
エレベーターの使用材料表	令第129条の6第二号，令第129条の7第二号	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸（構造上軽微な部分を除く。）に用いる材料の種別			
	令第129条の9第四号	エレベーターの機械室の出入口に用いる材料			
	令第129条の13の3第3項第五号	非常用エレベーターの乗降ロビーの室内に面する部分の仕上げ及び下地に用いる材料の種別			
令第129条の2の5第1項第三号ただし書の認定を受けたものとする構造の昇降機の昇降路内に設ける配管設備	令第129条の2の5第1項第三号ただし書に係る認定書の写し				
令第129条の4第1項第三号の認定を受けたものとする構造のかご及び主要な支持部分を有するエレベーター	令第129条の4第1項第三号に係る認定書の写し				
令第129条の8第2項の認定を受けたものとする構造の制御器を有するエレベーター	令第129条の8第2項に係る認定書の写し				
令第129条の10第2項の認定を受けたものとする構造の制動装置を有するエレベーター	令第129条の10第2項に係る認定書の写し				